

THE YOMIURI SHIMBUN

讀賣新聞

2011年(平成23年)

2月5日土曜日



2011年(平成23年)

2月4日
金曜日

夕刊

記事掲載で差別

「不当労働行為」

都労委、阪急交通子会社に復帰命令
東京都労働委員会は4日、
阪急交通社関連の添乗員派遣

会社、阪急トラベルサポート
(本社・大阪市)が、登録添
乗員で労働組合幹部の男性に
仕事を与えなくなつたのは不
当労働行為に当たるとして、
同社に男性の業務復帰と、復

対立。同社はこの問題を扱つ
た記事に対し、「虚偽で業務
妨害」などと主張し、男性に
仕事を与えなくなつた。しかし、
都労委は、この目的は男
性を職場から排除し、労組を
弱体化することだったと結論
づけた。

都労委員会は4日、阪
急交通社の子会社「阪急ト
ラベルサポート」(大阪市)
が、労働組合幹部の男性を
添乗業務から外したのは不
当労働行為として、男性

を添乗業務に戻し、復帰ま
での賃金相当額(月額約36
万円)を支払うよう命じた。
都労委によると、ツア
ーなどの添乗員を派遣する同
社は2010年3月、労組
委員長だった男性を添乗業

務から外したが、都労委は、

労組幹部の業務外しは不当

での賃金相当額(月額約36
万円)を支払うよう命じた。
都労委によると、ツア
ーなどの添乗員を派遣する同
社は2010年3月、労組
委員長だった男性を添乗業

務から外したが、都労委は、

添乗員の残業代などを巡り
対立していた組合の弱体化
を狙った支配介入だと判断
した。男性は「一日も早く
復帰したい」と話した。

2011年(平成23年)

2月4日
金曜日

夕刊

帰までの賃金相当額(日当約
1万8千円)の支払いなどを
命じた。男性は労組活動につ
いて週刊誌の取材を受け、2009年2月の記事掲載後に

業務から外されていた。

命令書によると、労組は何
時間働いても定額の日当しか
もらえない「みなし労働時間
制」の撤廃をめぐって同社と
対立。同社はこの問題を扱つ
た記事に対し、「虚偽で業務
妨害」などと主張し、男性に
仕事を与えなくなつた。しかし、
都労委は、この目的は男
性を職場から排除し、労組を
弱体化することだったと指摘
している。

都労委が救済命令

添乗員派遣会社「阪急
トラベルサポート」(大
阪市北区)が、労働組合
を結成して会社側と対立
する添乗員に対し「マス
コミ取材に応じて誤った
報道に関与した」などの
理由で仕事を与えなかっ
たのは不当労働行為に當
たとして、東京都労働
委員会が4日、業務復帰
などを内容とする救済命
令を出した。

申立人は、登録型派遣
添乗員として勤務する全
国一般東京東部労組HT
S支部執行委員長の塩田
卓嗣さん(47)。申立書な
どによると、塩田さんは
週刊誌「週刊金曜日」の
取材に応じ、同誌は09年
2月、添乗員の過酷な労

働実態を記事にした。会
社側は内容が虚偽である
として翌月、塩田さんに
謝罪などを求め、塩田さ
んが拒否すると業務の割
り当てを停止した。

都労委は、会社は記事
の訂正や撤回を申し入れ
ていない▽労使関係の緊
張が高まっていた」とと
り当てを停止した。

新毎日

2月5日(土)

2011年(平成23年)